

○安芸高田市建設工事入札参加資格審査事務処理要領

平成16年7月21日

訓令第48号

改正 平成18年3月29日訓令第10号の2 平成19年4月2日訓令第60号
平成21年4月27日訓令第41号 平成23年5月23日訓令第21号
平成25年7月4日訓令第10号 平成27年5月1日訓令第10号
平成29年5月26日訓令第10号

第1

建設工事指名業者等選定要綱(以下「選定要綱」という。)第3条に規定する資格審査については、この要領の定めるところによるものとする。

第2

選定要綱第3条第1項の審査は、客観的事項及び主観的事項について、それぞれについて、客観数値及び主観数値として点数を算出し、両点数を合計して総合数値を算出することによって行う。

第3

2の客観的事項に係る点数は、建設工事入札参加資格申請書を提出する際に添付された経営事項審査の結果において、業種ごとに算出された総合評点とする。ただし、共同企業体については、共同企業体の審査要領(昭和37年11月27日付け建設省発計第79号)により算出したものとする。

第4

2の主観的事項に係る点数の算出方法は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第3項の規定に基づき公示した入札参加資格の認定ごとに、当該公示において定めた主観的事項の状況に応じて決定するものとする。

第5

認定した資格は、当該認定に係る入札参加資格の有効期間の間変更しないものとする。

附 則

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日訓令第10号の2)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日訓令第60号)

この訓令は、平成19年4月2日から施行する。

附 則(平成21年4月27日訓令第41号)

この訓令は、平成21年4月27日から施行する。

附 則(平成23年5月23日訓令第21号)

この訓令は、平成23年5月23日から施行する。

附 則(平成25年7月4日訓令第10号)

この訓令は、平成25年7月4日から施行する。

附 則(平成27年5月1日訓令第10号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成29年5月26日訓令第10号)

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

令和5年度及び令和6年度に市が発注する建設工事等に
参加する者に必要な資格に係る主観的事項に係る点数の
算出方法について

- 1 安芸高田市建設工事入札参加資格審査事務処理要領（平成16年訓令第48号）第4に規定する主観数値の算出は、2以下に定める方法によるものとする。
- 2 主観数値の算出に用いる「建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め」（令和4年10月19日安高企財公示第3号。以下「公示」という。）の1の（2）の主観的事項の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 市が発注した建設工事の完成工事成績
平成31年4月1日から令和5年3月末日までの間に、しゅん工検査に合格した市が発注した建設工事のうち、工事成績点が付されている各建設工事のしゅん工検査の総評点（以下「工事成績点」という。）及びその件数。
なお、特定建設共同企業体及び経常建設共同企業体が受注した工事については、当該工事全体の請負金額を各構成員の当該工事に係る出資比率により按分した金額を算定に使用するものとする。
 - (2) 市の指名除外の状況
令和3年4月1日以降、令和5年3月末日までの間に、建設業者等指名除外要綱（平成16年訓令第77号）第2条第1項の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数の合計値（以下「指名除外月数」という。）
ただし、建設業者等指名除外要綱別表18に基づく指名除外期間は含めない。
 - (3) 市が発注した建設工事における下請負の制限の状況
令和3年4月1日以降、令和5年3月末日までの間に、市発注工事における下請負の制限基準（平成16年7月29日制定）第2項の規定により下請制限の措置を決定した者に対する当該措置を行った月数の合計値（以下「下請制限月数」という。）
- 3 主観数値の算出方法は、別紙に定める算式によるものとする。

(別紙)

1 主観数値＝工事成績数値（ α ）＋指名除外等数値＋その他数値

※その他数値～建設業労働災害防止協会への加入、エコアクション21の認証、IS014005の取得の有無、障害者雇用の状況、広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録、地域防災活動への貢献状況、社会資本維持管理活動への貢献状況、優良建設業者としての表彰、消防団協力事業所の認定及び広島保護観察所による協力雇用主の登録、又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録。

(α の算出方法)

α は下表の左欄の β の数値に応じて、下表右欄の定めにより算出した数値とする。

※ α の数値については、小数点以下第1位を四捨五入処理する。

※計算過程における小数点第5位以下の端数は切り捨てる。

(β の算出方法)

$$\beta = 0.08 \times (A1 \times B1 \times C1 + A2 \times B2 \times C2 \cdots + An \times Bn \times Cn) \div \sqrt{D + E}$$

※計算過程における小数点第5位以下の端数は切り捨てる。

※計算に用いる各記号の定義は次のとおりとし、審査する工事の種類ごとに当該工事の種類が一致するデータを用いて算出する。

※ $(A1 \times B1 \times C1 + A2 \times B2 \times C2 \cdots + An \times Bn \times Cn)$ が0を超える場合にEを加える。

計算に用いる各記号の定義

A：各工事の最終契約金額を100万円で除した数値

B：各工事規模補正係数（最終契約金額5億円以上の場合は2.0とし、最終契約金額5億円未満の場合は1.0とする。）

C：各工事の工事成績点－65点

D：工事総件数

E：100点（基本点）

β の数値	α の算出方法
200点以下の数値	β の数値と同値の数値
200点を越え300点以下の数値	上覧の数値に、200点を越える数値を2で除した数値を加えた数値
300点を越え400点以下の数値	200点と、200点を越え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を越え400点以下の数値を3で除した数値を加えた数値
400点を越え500点以下の数値	200点と、200点を越え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を越え400点以下の数値を3で除した数値、400点を越え500点以下の数値を4で除した数値を加えた数値
500点を越える数値	200点と、200点を越え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を越え400点以下の数値を3で除した数値と、400点を越え500点以下の数値を4で除した数値と、500点を越える数値を10で除した数値を加えた数値

(指名除外等数値)

指名除外等月数×-10

※「指名除外等月数」とは、指名除外月数と下請排除月数との合計値である。

(その他数値の配点)

建設業労働災害防止協会に加入している場合

5点

エコアクション21の認証を受けている場合

3点

I S O 140005を取得している場合

3点

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和34年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した場合、又は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している場合

5点

広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されている場合

5点

大規模災害時の協力建設事業者登録制度における協力建設事業者の認定を受けている場合又は安芸高田市と災害時における支援協定を締結している場合

5点

広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けている場合

5点

県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を受けている場合

5点

広島保護観察所から協力雇用主として登録を受けている場合又は公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合

5点

令和元年度から令和4年度に優良建設業者として表彰を受けた場合

各年度の表彰について10点